

# こたけ 議会だより

第246号  
令和5年11月1日  
(2023年)

■発行 小竹町議会  
福岡県鞍手郡小竹町  
TEL 0949-62-1967  
FAX 0949-62-1240  
■編集 議会広報編集委員会  
■印刷 マツオ印刷株式会社



南小学校

西小学校

北小学校

詳しくは2ページへ

どうなる?

給食センター

コロナ明けの運動会、天気に恵まれ、町内3小学校は、観客も応援も多数で盛り上がる

年賀状などのあいさつ状を出すことは禁じられています。

今年も余すところ2ヶ月となりました。  
議員は年賀状・寒中見舞などのあいさつ状を出すことは、「公職選挙法」で禁止されています。

# 9月定例会の主な議案

9月定例会は、9月7日から22日まで、会期16日間の日程で開かれました。

## 議案第27号、小竹町立学校給食共同調理場整備事業者選定委員会条例の制定について

### 質疑

随意契約をするための選定委員を選定するための条例案提案であるが、学校給食共同調理場整備事業は指名競争入札をせずに、随意契約を選択した理由は、

### 答弁

学校給食共同調理場に関しては専門的な知識が必要なため、価格以外でも評価をしたいと教育課より相談を受け、プロポーザル方式を採用することになった。

\* プロポーザル方式とは企画競争入札方法。提案力・企画力により、入札額に左右されずに落札される可能性がある。

### 結果

文教厚生委員会に付託後、委員会において継続審査となったため、町長は撤回した。

## 議案第29号、小竹町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定。

### 質疑

駐車場代金について定住促進住宅は1,500円、七福町営住宅は2,500円となるため、不公平感はあるのか。何故、違いが出るのか。

### 答弁

定住促進住宅は条例にて駐車場代金が設定され、町営七福住宅内の駐車場は、公営住宅法に基づいて設置されるものであり、金額には差異が発生する。

### 結果

引き続き審議が必要であると判断し、継続審議することとなった。

どうなる？  
給食センター

## 令和5年度一般会計補正予算の主な質疑

### 議員

町長の学校給食共同調理場に対する真意を伺いたい。

### 町長

60数年前に当時の基準で建てられた建物が今の基準を満たさないこと、そこで働く方々の労働環境が劣悪なこと、増改築で対応した場合のライフサイクルコストなどを考慮し、新設することを決めた。

建設に当たっては最小の経費で最大の効果を得られるよう進めたい。

### 議員

勝野駅防犯カメラ工事の内訳は、

### 企画調整課長

カメラ1台の増設及び既設の機器4台の更新費用を含んだもの。

### 議員

公共施設、公民館、消防格納庫周辺などにも設置して犯罪や徘徊の防止などに役立てほしい。

### 議員

環境衛生での補償費とは、

### 農政環境課長

排水路改修工事に伴い、道路のかさ上げも含めて施工したところ、民地内のコンクリート舗装に亀裂が入ったため、補償するもの。

### 議員

町税等収納事務委託について、委託先はコンビニというふうになっているが、町内だけなのか、町外どこのコンビニでも取り扱いができるのか。

町民の方に徴収に行くことがある場合、今後とも続けられるのか。

### 税務住民課長

取り扱い対象のコンビニであれば町内、町外問わず取り扱い可能。コンビニの納付が始まるということで臨戸徴収をやめることは今のところ考えてない。

## 令和5年度一般会計補正予算 (議案第30号)

学校給食共同調理場整備事業に関する債務負担行為6億円と事業者選定委員会委員の報酬、費用弁償については、提出資料不足を指摘、議論、慎重審議のうえ否決された。



内容を再度検討する必要があるため町長が議案の撤回をした。



最終日に給食センター関連の予算を除いた、一般会計補正予算(議案第35号)を新たに上程し、審議、可決された。



今後の定例会で審議する。

## 令和4年度(2022年度) 決算

会 計		歳 入	歳 出	差 引
一 般 会 計		58億7,275万円	55億7,235万円	3億40万円
特 別 会 計	国民健康保険	10億1,451万円	9億7,871万円	3,580万円
	後期高齢者医療	1億4,854万円	1億4,846万円	8万円
	農業集落排水事業	7,295万円	7,131万円	164万円
	公共下水道事業	4億5,197万円	4億3,728万円	1,469万円
	町立病院事業	収益的収入 5億2,914万円	収益的支出 5億7,207万円	△4,293万円
		資本的収入 1,738万円	資本的支出 1,738万円	0円
	水道事業	収益的収入 2億4,035万円	収益的支出 2億2,558万円	1,477万円
		資本的収入 1,440万円	資本的支出 4,135万円	△2,695万円

### 決算委員会の主な質疑

**問** 住宅滞納額繰越金が6,141万4,082円となっている。住宅使用料の滞納が増えれば、町の財政が苦しくなる。解決策は。

**答** 現年分の未納額が滞納分の納入額を上回っていることが原因であるため、現年分の徴収を強化しつつ、滞納分の徴収を行っていく必要がある。対策は、督促、催告等を行い、誓約書どおり納入の履行を行うことである。

**問** じん芥処理費委託料の未使用額が483万2,084円となっているが原因は何か。

**答** ごみ処理のための費用や、廃棄物処理委託料、ゴミ袋を製造する費用を計上していたが、一番多くの執行残が残ったのは、廃棄物の処理委託料。当初世帯数を3,800戸と見込んでいたが、世帯数の減少によるもの。

**問** 多額のふるさと納税が集まっているが、何件の寄付が寄せられているか。

**答** 令和4年度寄付件数は4万4,162件、金額は4億6,000万円あまりになっている。

**問** 本町においてマイナンバーカードの取得者はどれくらいか、また保険証と紐付けされている人はどれくらいいるのか。

**答** マイナンバーカードの取得人数は8月31日現在で申請件数6,005人。交付が5,113人。交付率は2023年1月1日現在で72.10%。保険証と紐付けされている取得者数は半数程度と推察される。

**問** 町民体育館も老朽化が激しくなり、維持管理費も必要になってくる。現状のまま修理をしてやっていくのか、将来的に複合施設等を建設する考えはないか。

**答** 体育館、中央公民館、児童体育館は同じ時期に建設され、かなりの年数が経過している。町外にはいろいろな施設があるが、町の財政状況から、すぐに建てるのは難しい。今ある施設を上手に使いつつ、今後、慎重な検討、計画をしていきたい。

認定



# そこが知りたい 一般質問

## ●小竹町立病院の現在の状況を踏まえ、今後の展望は

一滴 浩子 議員

**問** 小竹町立病院は、一般会計から繰り入れを行ってきた赤字病院である。町財政の今後を考慮すると、懸案事項は「町立病院」だと考える。2021年12月の外部監査による財務状況報告書では、財政の健全化を進めるには大変厳しい状況にあるとの指摘を受けており、未処理欠損金の総額は、約5億円近くとなる。小竹町の貯金である財政調整基金は、令和8年度あたりから減少状態となり、町立病院に繰り出しを続けるには、相当厳しい状況となる。



地域医療としての意義を考慮しつつも、病床の規模や機能の見直しなど医療提供体制の適正化を図り、地域医療の役割と病院経営改善という大きな課題解決に、本町は早急に取り組まなければならない。町立病院の経営形態見直しの選択肢としては、地方公営企業法の全部適用、非公務員型の地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入、民間譲渡などが考えられるが、率直な町長の見解をお伺いしたい。

**答** 現在、町立病院では令和3年度に経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた入院・外来収益が、令和4年度決算では回復傾向にあり、入院・外来収益では対前年度6500万円以上の増収となった。

現在、町立病院に対して交付金が年間1億円交付されているので、収支全体では年間3990万円の純損失となる。経営の健全化に向けて、入院・外来収益を増やすために患者を増やす方策に取り組みながら、病院運営に必要な医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保を図りつつ、経営の健全化への取り組みが第一と考えている。

今後の町立病院のあり方については、9月定例会の初日に説明した「町立病院経営健全化計画の実施状況の報告について」のとおり、令和5年度の決算状況及び今後の見通しを踏まえ、開設者である町長と事業管理者である院長を中心に抜本的な経営の見直しについて検討していく。

「決算審査意見書」にあつたように、町立病院が地域医療を確保する医療機関として健全な経営により、住民の福祉に資する病院として維持する為にも町として取り組んでいく。なお、現在、町立病院は地方公営企業法の全部適用となっている。

**意見** 第三者を含めた町立病院経営改善委員会の立ち上げなど、総合的に取り組み、主体的な改革を切望する。





# そこが知りたい 一般質問

## ●七福町営住宅に入居するための条件は

## ●消防の2市2町合併問題は

## ●本町の空き家対策は

## ●町長就任後に参加された研修の成果は

良永 陽臣 議員

**問** 町営住宅に仮移転されている方や、今後解体される予定の七福の木造住宅居住者が優先的に入居できると思うが、空室ができた場合、入居するための条件はまた、一般募集を行うのか。

**答** 一時的に移転されている方は公募を経ず、入居が可能。

調査では大部分の方が七福団地に移転される旨、回答をいただいている。

御徳団地については老朽も著しいことなどから、令和12年度までに用途廃止する。

したがって御徳団地2件については、七福団地への移転を促すことを考えている。

七福団地への移

転が完了したのち、余剰がある場合、公平に抽選選考を実施したい。

**問** 2市2町の消防の合併について現在の状況と本町の広域化に対する考え方は。

**答** 消防の広域化については、大きなメリットがあると考えている。

引き続き、検討委員会での協議を進め、広域圏議会で議論を経たのち、適切な時期がきたら、当議会で説明する。

**問** 空き家問題では、防災、防犯の観点から無視できない状況である。

本町の空き家対策の取り組みは。

**答** 令和2年度調査で453件の空

家を確認している。

そのうち、防犯上懸念される危険な家屋は70件。

本町としては法律に基づき、人が住めそうで利活用できそうな家、壊れそうな家屋、木や草が茂っている景観等が悪い家屋の3種類に区分し、

空き家のデータベース化を進めている。

危険な家屋については、建物所有者に適切な方策がとられるよう、助言、指導等を行っている。

建物所有者が不明の場合は、土地の所有者に適切な方策を求めている。

今後の対策としては、放置すれば「特定空き家」になる恐れのある

「管理不全空き家」に対し町からの指

導・勧告を行い、勧告を行った管理不全空き家には、固定資産税の住宅用特例を解除するなどの措置も行う。

**問** 町長は就任後、いろいろな研修を受けられているが、町政への活かし方は。

**答** 就任後、可能な限り研修に取り組んでいる。

研修内容は、防災、まちづくり、職員の育成、人権経営に関するものと多岐に渡る。

総務省主催のオンライン研修では、実際の大雨の状況を想定して判断を下す訓練において、町民に対する避難指示を出すタイミングや効果的な内容の伝え方など、

実際に取り入れられる研修を受けて

いる。  
人権に関する課題は「お互いがお互いを尊重しあうこと」から始まる人権を基礎に置く町づくりに活かす。今後積極的に外に出ていき、吸収して、良いところは町の施策に反映して行きたい。





# そこが知りたい 一般質問

## ●自衛隊への個人情報の提供は

宮野 一男 議員

**問** 自衛隊への個人情報提供が本町においても行われている事を報道で知った。個人情報提供を外部に提供することはプライバシーの侵害に当たるのではないか。

**答** 自衛隊への情報提供については、自衛隊法第97条第1項で定められている国からの法定受託事務であり、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき実施している。本町では、自衛隊福岡地方協力本部からの依頼に基づき、自衛隊が自衛官及び自衛官候補生の募集事務に利用するために必要な対象者の情報を提供している。

**問** 名簿提供はいつから行われているのか。

**答** 平成26年度から、募集対象者情報の紙媒体での提供を確認している。

**問** 名簿の内容と対象者は。

**答** 内容は氏名、住所、生年月日、性別の4情報で、町内に住民登録している18歳及び22歳が対象。

**問** 提供に至った経緯と理由は。

**答** 自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣が、自衛官又は自衛官候補生の募集に關し必要がある」と認め、県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提供を求めることがで

きる「旨の規定に基づいて防衛大臣名の公文書での依頼を受けたからである。

**問** 自衛隊の使用目的と使用後の処理は。

**答** 使用目的は、自衛官募集に関する案内の送付等である。使用後は誓約書に基づき、取得した個人情報は、翌年度の4月1日に細かく裁断し破棄している。

**問** 個人情報を自衛隊に提供していることを、本人や保護者に知らせているのか。

**答** 本人や保護者に知らせていない。

**問** 個人情報の提供はプライバシーの侵害、憲法で定められている基本的人権に抵触すると思うが、今後も続けるのか。

**答** 国からの法定受託であり、個人情報保護に関する法律第69条第1項の「法律に基づく場合」に該当するとの見解が示されている。

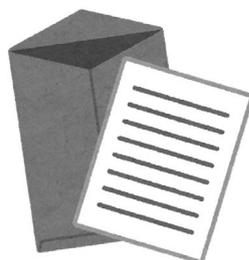
自衛官等の募集案内を配布するために、募集対象者情報を提供することとは、本人の同意は必要とされていない。

**問** 自衛隊からの協力要請や依頼は断ることができるとのことだが、義務ではないのだから断るべきではないのか。

筑後市は、町民

からの声で現在は提供していない。

**答** 自衛隊に個人情報を出している自治体と出していない自治体があるのは承知している。今後は対象者に同意を得ることがよいと考えるため、前向きに取り組んでいきたい。





# そこが知りたい 一般質問

## ●学校給食共同調理場の耐震は ●町の避難訓練は

和田 伸一 議員

**問** 小竹町学校給食共同調理場を2回ほど外から見学した結果、外部は痛みが激しく、内部や天井裏は見えないが、おそらく躯体の腐食も相当なものだと思う。中で働く環境の大変さを感じ取れた。

「子どもたちに温かい給食」を届けることは大切なことだと思う。作る方々のおかげだと考え、働いている職員の「いのち」を守る必要があるため、耐震検査を早急に実施するべきではないのか。

**答** 昭和34年に建築された学校給食共同調理場は耐震性は確保されておらず、地震発生時の倒壊等が懸念され、施設・設備ともに老朽化が進んでいる。

学校給食衛生管理基準ではドライシステムを導入することや保健福祉環境事務所等の指導においても基準に適合した施設・設備となるよう指摘を受けている。新しい施設を建設する予定であるため耐震診断については大きな費用を投入して実施は行わない。働いている方々には避難訓練等で、乗り切ってもらおう。

**意見** 改修、跡地利用等々に対しての教育委員会の答弁書をまとめて「ひまわりだより」に町の考えを伝えてみてはと思う。



**問** 令和5年9月1日、関東大震災から100年ということであろういろいろなことを考えることの多い1日だった。町としては防災講演会や訓練等をなされてきた。

いつか来る可能性のある大災害に備え、自衛隊、消防等関係ある方々に協力要請し、災害が起きてからではなく、高齢者から子どもたちまで多くの住民の方々に参加を呼びかけ、実践を踏まえた防災避難訓練を行い、災害時それぞれが何をすべきか把握しておく必要があるのではないか。

**答** 災害時における自衛隊、消防、警察等との協力は非常に重要なことである。特に災害時、被災後の復旧は町だけでは難しい部分がある。

その際、日頃から協力体制、確認はしっかりと進めておくべきことだと考えている。各自治会、自主防災組織、高齢者サロンの要請に応じて町の防災士を派遣して防災訓練や講演を行えるよう取り組んでいく。今後とも住民の防災意識の向上を図るための方策として、避難訓練を実施する。





# そこが知りたい 一般質問

## ●特定検診時にピロリ菌リスク検査の実施を

渡辺 由美子 議員

**問** 日本では、生活習慣や環境など予防可能なリスク要因によるがんの経済的負担が2015年時点で1兆円を超え、ピロリ菌感染による胃がんなどが多くを占めており、胃がんの原因のひとつはピロリ菌であるといわれている。

ピロリ菌除去が2013年から保険適用になり、保険適用後2018年には胃がん死亡者は約12%減を達成し、1万8000人の命を救ったこととなる。

胃がんにならないためのピロリ菌除去へとつながるためには、まず胃カメラ検査をする必要がある。

しかしながら自覚症状がない場合はそもそも胃カメラ検査にはつな

らない。

ピロリ菌リスク検査は、血液検査でできるため、福岡県内24団体の自治体が特定健診時に検査を実施している。

福岡県は60市町村であるので約40%の自治体を取り組んでいる事になる。

近隣市町では、飯塚市、田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、宮若市が取り組んでいる。

小竹町においても特定健診時のピロリ菌リスク検査の実施を取り入れるべきではないか。

**答** 胃がんのABC検査（胃がんリスク検査）とは、胃がんそのものを見つける検査ではない。

この検査は、胃の粘膜にいるピロリ菌の感染の有無と、胃の粘膜萎縮を血液検査で調べ、将来、胃の疾患に罹るリスクをスクリーニングする検査のこと。

この検査のメリットは、血液検査のため、簡易的に行うことができ、体の負担や心的ストレスも少なく、年齢に関係なく実施でき、X線検査や内視鏡検査をどのくらいの間隔、頻度で受診した方が良いのか目安となる。

デメリットとしては、胃がんリスクを判定するものであり、胃がんで

あるのかどうかは、判定ができない。

ABC検査は、あくまでも将来的な胃がんの発症リスクを評価する方法であり、胃がんを早期発見するためには、X線検査や内視鏡検査を受診することが必要である。

つまり、胃がんリスクを判定する上で、偽陽性であった場合、再検査を受けるなど、患者負担がさらに増える。

町が実施するがん検診については、50歳以上を対象とし、問診に加え、胃部X線検査や胃内視鏡検査のいずれかを実施することを推奨している。

本町では若年からの検診受診の動機付けと、がんの早期発見のため、18歳以上を対象と

し検診案内を行っている。

本町としては、今後も周知に努め、早期発見、早期治療に繋げていくことが重要だと考えている。





# そこが知りたい 一般質問

## ●国が推進する「エリア一括協定運行事業」を活用して、地域公共交通の見直しを

廣瀬 正子 議員

**問** 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5年4月28日に成立した。

小竹町に關係するものでは、「地域公共交通利便増進事業」の拡充として、自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」が創設された。

本町では、毛勝飯塚線の西鉄バスが令和元年9月末に廃止後、議会や自治会長会の意見を反映して地域公共交通協議会を立ち上げた。

令和元年11月には、議員全員で広島県の神石高原町に行政視察に行つた。町外医療機関通院者支援制度、運転免許自主返納支援事業、バス路線廃止代替支援事業等の説明を受けた。

志免町では福祉巡回バスを廃止し、令和6年3月からA1オンデマンドタクシーに変更することが決まっている。

同様に、A1オンデマンドタクシーでは、時間帯もなく予約があれば時間内では、何時でも自動的に効率よく相乗りして運行する。

燃料費の節約、目的地の到着時間短縮というメリットになる。

何よりも自治体の負担が少なくなることである。

同じ事業は全国で21件ある。

山口県の長門市日置地区では、タクシー2台で、小学生の送迎（運賃は教育委員会が負担）や区域内定額運賃300円を運営している。

今年10月から、午前7時から夕方5時まで、タクシーが空いていれば何時でも時間帯に關係なく予約できるオンデマンドタクシーに変更予定である。

病院やスーパーなどは区域外でも同じ運賃で利用できるようになってくる。

小竹町では令和7年から始まる小学生の送迎が始まる。

「エリア一括協定運行事業」は、路線バスやスクールバス、予約型のデマンド交通など、さまざまなネットワークを統合し、自治体が交通事業者に一括して、長期的な運行を委託するものである。

これが実現すると、通学や通院、買い物といったさまざまな需要に対し、一つの事業者が柔軟に対応でき、効率的なネットワークを構築することができるとされている。

「エリア一括協定運行事業」として、費用対効果も考慮した地域公共交通事業の見直しを今だから考える時ではない。

特に巡回バスについては、利用者数から見た費用対効果の問題、巡回ルートに対する多数の要望などを踏まえ、運行のあり方について大きく見直しをしなければならぬ時期にあるのではないかと認識している。

地域公共交通会議を再開し、町全体の公共交通の再構築に向け、市民のニーズに沿って、タクシーや巡回バス、スクールバス、その他の有償運送など、複数の移動手段の活用に向けて検討したい。

本町における移動手段の活用に向けて検討したい。

国が推進し補助金対象を増やした

国が推進し補助金対象を増やした

国が推進し補助金対象を増やした

国が推進し補助金対象を増やした

国が推進し補助金対象を増やした

## 9月定例会で議決した議案

議案第27号	小竹町立学校給食共同調理場整備事業者選定委員会条例の制定について	撤回	認定 1～7号	令和4年度小竹町（一般・国民健康保険特別・農業集落排水事業特別・公共下水道事業特別・後期高齢者医療特別・町立病院事業特別・水道事業特別）会計決算認定	認定
議案第28号	小竹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	報告第4号	令和4年度健全化判断比率の報告について	報告
議案第29号	小竹町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査	報告第5号	令和4年度公営企業の資金不足比率の報告について	報告
議案第30号	令和5年度小竹町一般会計補正予算について	撤回	報告第6号	小竹町立病院経営健全化計画実施状況の報告について	報告
議案第31号	令和5年度小竹町後期高齢者医療特別会計補正予算について	可決	陳情第2号	健康保険証の存続を求める意見書採択の陳情について	採択
議案第32号	令和5年度小竹町水道事業特別会計補正予算について	可決	発意第4号	健康保険証の存続を求める意見書について	可決
議案第33号	小竹町道路線の廃止について	可決	同意第8号	小竹町教育委員会委員の任命について	同意
議案第34号	小竹町道路線の認定について	可決	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
議案第35号	令和5年度小竹町一般会計補正予算について	可決			

### 議会のインターネット中継が始まりました。

9月から議場で行われる各種会議（本会議、予算・決算審査特別委員会、臨時会、全員協議会等）のインターネット（YouTube）中継が始まりました。会議の開催は町の公式LINEにてお知らせいたします。生中継と録画中継を行っています。

**検索** 小竹町議会 YouTube

次回の定例会は、**12月7日(木)**に開会予定です。

※事情により変更される場合もありますのでご了承ください。

## 編集後記

今回の議会だよりは表紙から「どうなる？」給食センター」という見出しから質疑質問と小竹町学校給食共同調理場についての内容が多い様に思います。

議会としては予算、方法等について、町とのやり取りを行っている最中であり、子どもたちが栄養満点の給食を食し、日本、世界へはばたく人材となってくれることを望みます。

（議会広報編集委員会  
委員 和田伸一）

## 陳情・意見書

健康保険証の存続を求める意見書採択の陳情について・・・ 陳情を採択、意見書も可決

議会が同意した人事

教育委員会委員

飯野 裕子氏（再任）

住 所 南良津区  
任 期 令和5年10月1日から（4年間）  
昭和30年生まれ

人権擁護委員候補者

大屋 太氏（再任）

住 所 新多区  
任 期 令和6年1月1日から（3年間）  
昭和20年生まれ

町村議会広報研修会に参加しました

9月26日（火）に東京都千代田区の日経ホールにおいて開催された町村議会広報研修会に参加し、広報担当者に必要な法律知識や広報紙づくりの基礎、デザインについて学んできました。今後の議会だよりにより生かしてまいります。



令和5年度町村議会広報研修会